

実験排水モニター設備のシアン異常値検出について

1. 経緯

本学におきまして、実験用排水については、実験排水モニター設備で24時間の監視体制を敷いています。生駒市との「環境保全協定書」に記載のシアンの許容限度値1mg/Lを超える実験排水を検出した場合、自動的に学内の非常槽に貯留される仕組みとなっており、生駒市との「環境保全協定書」を遵守して生駒市下水道に放流しないことを徹底しているところです。

こうした中で、本年3月28日（日）に、シアン自動測定装置にて許容限度値を超えるシアン化合物が検出されました。

ただちに、学内のPHモニター楯でシアンパックテストを実施し、バイオサイエンス棟、学際融合領域研究棟2号館の2か所の建物で反応があったことを確認しました。その後、各研究室への聴き取り調査を行いましたところ、シアンを使用した事実がないこと、薬品管理システムでもシアンは厳重に使用管理しており、使用した履歴も特に無いことがわかりました。

その後、シアンを検出した排水について、専門業者によるシアン濃度の分析を依頼し、3月29日10時45分及び13時05分の2回ともに0.2mg/Lで基準値内の値でした。

これを踏まえ、生駒市下水道課の御指導の下、異常排水については、6月3日（木）に産業廃棄物として処分いたしましたところ です。

2. 今後の対処方針

本件について、原因究明のため、4月より学内に化学物質ワーキンググループを立ち上げ、これまで会合を重ねて参りましたが、現在のところ、原因の特定には至っておりません。

また、薬品使用の一元化に取り組んでおり、今後は、薬品の適正な取扱いについて、学内に再度周知を行うとともに、再発防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。